

秋田県公報

目次

ペ
ジ

提案書の提出（情報企画課）……………美の国あさきたネット新システム賃貸借に係るシステム構築業務についての企画

美の国あきたネット新システム賃貸借に係るシステム構築業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平曆十七年四月二十一日

秋田県知事 寺田典城

(一) 企画提案書の提出を求める事項
企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
美の国あきたネット新システム賃貸借に係るシステム構築業務

秋田県のホームページである美の国あきたネットの運用管理の効率化を図るために、コンテンツマネジメントシステムの設計開発を行う。

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県第二序舎
四) 履行期限

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格（以下「提出資格」という。）を有するときは、企画提案書を提出することができるものとする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でその事実があつた後二年を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

(三) 提出資格の認定の手続

企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

(一) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書（以下「申請書」という。）

二部

(1) 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号

(2) 申請の日までに履行した公告業務と同程度の同種又は類似のシステム構築業務の履行内容

(二) 提出方法

持参すること。

(三) 提出期間

平成十七年四月二十二日（金）から同年五月十三日（金）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(四) 提出場所

秋田市山王三丁目一番一号

秋田県企画振興部情報企画課（電話〇一八八六〇四一七三一）

四 企画提案書の提出手続

(一) 提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四判横長用紙、横書き、左どじ）

十部

(1) 提案するシステムの概要

ソフトウェアの内容

ハードウェアの内容

システムの開発方法

システムの維持管理の方法

(6) 経費の額及びその内訳
 提出方法
 持参すること。

提出期間

提出資格の認定の日から平成十七年六月一日(水)まで(県の休日を除く。)
 の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

なお、提出後における企画提案書の追加及び変更是、認めない。

(四) 提出場所
 三四に同じ。

五 最優秀提案者の選定等

(一) 選定方法

提出された企画提案書の審査を行い、最も優れた提案を行つたと認められるもの(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。

(二) 選定に際し審査する事項

最優秀提案者を選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
 公告業務に関する説明書の理解度及び企画提案書の内容の的確性
 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性
 公告業務を履行する能力

(4)(3)(2)(1) 公告業務の履行に係る経費の額

(三) 選定の時期

選定は、平成十七年六月中旬に行つ。

(四) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所

(三)(三) 及び(四)に同じ。

七 その他

この公告に係る手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

提出された企画提案書は、返却しない。

企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

最優秀提案者の選定に際し、提案者に対して、企画提案書の内容について説明
 を求めることがある。

詳細は、実施要領による。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三十六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社秋田松原
 電話:0188287666 FAX:0188300055
 E-mail:matsuura@matsuura-artsu.co.jp